

議案第 5 1 号

勝山市立幼稚園の設置及び管理に関する条例の廃止について

勝山市立幼稚園の設置及び管理に関する条例を廃止する条例を別紙のように制定する。

令和 5 年 1 1 月 3 0 日提出

勝山市長 水上 実喜夫

提案理由

勝山市立幼稚園を廃園にするため、この案を提出する。

勝山市条例第 号

勝山市立幼稚園の設置及び管理に関する条例を廃止する条例

勝山市立幼稚園の設置及び管理に関する条例(昭和 39 年勝山市条例第 27 号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。  
(子どものための教育・保育に係る利用者負担額等に関する条例の一部改正)
- 2 子どものための教育・保育に係る利用者負担額等に関する条例(平成 27 年勝山市条例第 23 号)の一部を次のように改正する。  
第 4 条第 1 項を削り、同条第 2 項を同条とする。  
第 5 条及び第 6 条を削り、第 7 条を第 5 条とする。  
第 8 条の見出し中「及び一時預かり利用料」を削り、同条中「及び第 6 条第 1 項の一時預かり利用料」を削り、同条を第 6 条とし、第 9 条を第 7 条とする。